

北九州市告示第342号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条第1項の規定に基づき定めた平成26年度の一般廃棄物処理実施計画を変更したので、北九州市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成5年北九州市条例第28号）第11条第2項の規定により、次のとおり告示する。

平成26年7月7日

北九州市長 北 橋 健 治

平成26年度一般廃棄物処理実施計画

1 一般廃棄物の区分

(1) ごみ

ア 市の施設で処分するもの

区分	廃棄物の内容
家庭ごみ	家庭から排出される日常生活に伴って生ずる生ごみ、プラスチック類及び紙くず並びにこれらと性状が同等に取り扱い得るもの 家庭の住居と事業所が建物の構造上一体で、家庭から排出されるものと事業活動に伴って排出される一般廃棄物との区別が難しく、家庭並みのごみ量の事業所から排出される一般廃棄物
資源化物	家庭から排出されるかん、びん、ペットボトル、紙製の容器包装（飲料を充てんするための容器（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）に限る。以下「紙パック」という。）及び発泡スチロール製食品用トレイ（以下「トレイ」という。）
粗大ごみ（特定家庭用機器廃棄物を除く。）	家庭から排出される家具、寝具、電化製品、厨房器具、自転車等で、家庭ごみ及び資源化物として収集しないもの 引越し等に伴い一時的に多量に家庭から排出されるもの
動物の死体	犬、猫等小動物の死体
その他	環境保全上処理を必要とする不法投棄ごみ等
自己搬入ごみ（資源化可能な紙くず、木	事業活動に伴って排出される一般廃棄物であって、家庭ごみ及び粗大ごみと同等のごみで、家庭から排出されるごみの処理に支障のない量のものうち、許可業

くず及び特定家庭用機器廃棄物を除く。)	者又は排出者自らが収集運搬するもの 家庭から排出される資源化物以外のごみで、許可業者又は排出者自らが収集運搬するもの
---------------------	---

注 特定家庭用機器廃棄物とは、特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）第2条第5項に定めるものをいう。以下同じ。

イ 許可業者の施設で処分するもの

区分	廃棄物の内容
許可業者処理ごみ	別に定める処理区域で排出される可燃性のごみであって、許可業者により焼却されるもの 再利用可能な廃木材及びせん定枝で、許可業者によりチップ化されるもの 家庭から排出される蛍光管及び一次電池で、許可業者により再資源化されるもの 家庭から排出される家庭用電化製品（特定家庭用機器廃棄物を除く。）で許可業者により再資源化されるもの 家庭及び事業所から排出される紙くずで許可業者により再資源化されるもの 家庭から排出されるかん、びん及びペットボトルであって許可業者により再資源化されるもの 一般廃棄物焼却施設から排出される飛灰（ばいじん及び燃え殻）であって許可業者により再資源化されるもの 一般廃棄物焼却施設から排出される焼却灰であって許可業者により再資源化されるもの
資源化物	家庭から排出される使用済小型電子機器等（以下「小型家電」という。）

注 使用済小型電子機器等とは、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成24年法律第57号）第2条第2項に定めるものをいう。以下同じ。

ウ 製造業者等の再資源化施設で処分するもの

区分	廃棄物の内容
資源化物	家庭から排出される小型の金属類（粗大ごみとして定

	めているものを除く。以下「小物金属」という。)
特定家庭用機器廃棄物	家庭から排出される、又は事業活動に伴って排出されるユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）、テレビジョン受信機（ブラウン管式並びに液晶式及びプラズマ式のもの（液晶式のものについては、電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）に限る。）、電気冷蔵庫、電気冷凍庫、電気洗濯機及び衣類乾燥機

エ 市が処理委託した再資源化業者の施設で処分するもの

区分	廃棄物の内容
資源化物	家庭から排出される蛍光管 家庭から排出されるプラスチック製容器包装

(2) し尿

区分	廃棄物の内容
市収集し尿	家庭から排出されるし尿で収集が必要なもの 事業活動に伴って排出されるし尿で収集が必要なもののうち、計画収集が可能なもの
自己搬入し尿	事業活動に伴って排出されるし尿で収集が必要なもの

(3) 浄化槽汚泥

区分	廃棄物の内容
浄化槽汚泥	浄化槽汚泥

2 計画処理の概要

区分		計画処理量
ごみ	市収集ごみ	225,100 t
	自己搬入ごみ	164,100 t
	許可業者ごみ	17,890 t
	動物の死体	6,500 個
し尿	市収集し尿	10,000 k l
	自己搬入し尿	10,000 k l
浄化槽汚泥		16,000 k l

注 市収集ごみは、家庭ごみ、資源化物、粗大ごみ及びその他

3 処理計画

(1) ごみの排出抑制・再使用・再資源化計画

ア 排出抑制の方法

(ア) 家庭ごみの指定袋制度の実施

指定袋による家庭ごみの収集を実施し、家庭ごみの排出量抑制を図る。

(イ) 資源化物の指定袋制度の実施

指定袋による資源化物（市長が別に定めるものを除く。）の収集を実施し、資源化物の排出抑制及び分別促進を図る。

(ウ) 古紙リサイクルの促進

家庭から排出される古紙が資源としてリサイクルされるよう、古紙回収奨励金制度、古紙回収用保管庫貸与制度、新聞販売店回収等により、地域の実情に応じて雑がみを含めた古紙回収を促進する。

また、事業所から排出される古紙については、民間の古紙リサイクル施設へ収集運搬されるように働きかけるほか、商店街等に古紙回収用保管庫を貸与するオフィス町内会等により古紙回収を促進する。

(エ) 生ごみリサイクルの促進

家庭から排出される生ごみの減量化及び資源化を推進するため、生ごみコンポスト化容器活用講座等を実施する。また、「使い切り・食べ切り・水切り運動」の普及等を通じて、生ごみの排出抑制を図る。

(オ) 適正包装等の促進

家庭から排出されるごみの減量化を図るため、レジ袋の削減策である全市共通ノーレジ袋ポイント事業「カンパスシール」を展開し、マイバッグの利用の促進を図る。

また、簡易包装の普及等を通じて、過剰包装の抑制を図る。

(カ) 事業系一般廃棄物の減量化及び資源化の促進

北九州市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例に基づき、排出事業者に対し、ごみの減量化及び資源化に関する指導を徹底し、事業系一般廃棄物の減量化及び資源化を促進する。

a 事業所戸別訪問によるごみ減量化指導

b 古紙、かん、びん、廃木材等資源物のリサイクルの促進

c オフィス町内会の組織化の促進

d 市場及び商店街から排出されるごみの減量化及び資源化の促進

e 市役所内から排出されるごみの減量化及び資源化の徹底

f 廃木材及びせん定枝のチップ化工場への誘導

(キ) 排出抑制に関する市民及び事業者に対する広報及び啓発活動の実施

- a 環境ミュージアムの活用
 - b 「出前講演」の実施
 - c ホームページの活用
 - d 総合環境情報誌「ていたんプレス」の発行
 - e 「大都市減量化・資源化共同キャンペーン」の実施
 - f 市民リサイクル啓発用映像の活用
 - g 「北九州市の環境」の発行
 - h ごみ処理施設等の施設見学の受入れ
 - i 北九州市 3 R 活動推進表彰の実施
 - j その他 市民等がごみ問題に取り組むために必要な広報活動及び情報提供
- イ 再資源化の方法及び量

再資源化の方法	計画処理量
資源化物のうち、かん、びん及びペットボトルを選別し、再資源化業者に引き渡す。	11,000 t
資源化物のうち、プラスチック製容器包装を選別し、再資源化業者に引き渡す。	6,000 t
資源化物のうち、紙パック及びトレイを選別し、再資源化業者に引き渡す。	300 t
資源化物のうち、蛍光管を再資源化業者に引き渡す。	90 t
資源化物のうち、小物金属を再資源化業者に引き渡す。	110 t
資源化物のうち、小型家電を再資源化業者に引き渡す。	5 t
粗大ごみのうち、小型家電を再資源化業者に引き渡す。	115 t
家庭から排出される古紙を地域で回収し、再資源化業者に引き渡す。	28,700 t
家庭から排出されるせん定枝を地域で回収し、再資源化業者に引き渡す。	160 t
家庭から排出される廃食用油を地域で回収し、再資源化業者に引き渡す。	6 t
家庭から排出される生ごみ等を家庭で堆肥化し利用する。	—

家庭から排出されるインクカートリッジを市役所及び区役所で回収し、再資源化業者に引き渡す。（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の9に基づく広域認定制度）	—
新門司工場に搬入されるごみを熔融処理した後にスラグ及びメタルを回収し、再資源化業者に引き渡す。	スラグ 15,100 t メタル 2,100 t
日明工場（粗大ごみ資源化センター）に搬入されるごみの中から鉄を回収し、再資源化業者に引き渡す。	730 t
事業活動に伴って排出される古紙を事業者版の集団資源回収組織である「オフィス町内会」で回収し、再資源化業者に引き渡す。	370 t
事業活動に伴って排出される廃木材及びせん定枝をチップ化し、再資源化する。	12,200 t
事業活動に伴って排出される紙くずを再資源化する。	4,100 t

ウ 再資源化関連施設の概要

施設名	処理する者	再資源化対象物	所在地	処理方式	処理能力
新門司工場	市	紙パック及びトレイ	門司区新門司三丁目79番地	ストックヤード	
日明工場（粗大ごみ資源化センター）	市	鉄	小倉北区西港町9番地の2	クロスベルト角型電磁式	6 t ／ 1時間
日明かんびん	市	かん、びん及びペ	小倉北区西港町9	アルミ缶の選別 永久磁石回転プー	52.5 t ／ 5時間

資源化センター		ットボトル	6番地の2	リー式 スチール缶の選別 クロスベルト角型電磁式 びん及びペットボトルの手選別 直線ベルトコンベア式	
		紙パック及びトレイ	小倉北区西港町9番地の2	ストックヤード	
本城かんびん資源化センター	市	かん、びん及びペットボトル	八幡西区洞北町7番10号	アルミ缶の選別 永久磁石回転プーリー式 スチール缶の選別 電磁永磁併用吊り下げ方式 びん及びペットボトルの手選別 直線ベルトコンベア式	63t ／5時間
		紙パック及びトレイ	八幡西区洞北町7番10号	ストックヤード	
北九州市プラスチック資源化センター	市	プラスチック製容器包装	小倉北区西港町8番13号	揺動式ふるい 直線ベルトコンベア式	60t ／12時間
木材開発株式会社の	許可業者	廃木材	若松区南二島五丁目3番2	ハンマー式	120t ／8時間

施設			号		
日鉄住金テックエンジニアリング株式会社の施設	許可業者	廃木材	若松区南二島五丁目7番1号	ハンマー式	61.2 t ／ 8時間
ホクザイ運輸株式会社の施設	許可業者	廃木材 せん定枝	小倉北区西港町7番地の32、33、34、35及び42	ハンマー式	700 t ／ 8時間
梅崎礦業株式会社の施設	許可業者	廃木材	門司区新門司三丁目67番16号	回転ナイフ式	2 t ／ 8時間
株式会社ジェイ・ライトの施設	許可業者	蛍光管 一次電池	若松区響町一丁目62番地の17	湿式二軸せん断破砕機 乾式スクルー型破砕機 ハンマー式	23.9 t ／ 12時間
株式会社リサイクルテックの施設	許可業者	家庭用電化製品（特定家庭用機器廃棄物を除く。）	若松区響町一丁目62番地の13及び14	縦型一軸せん断式 油圧プレス式	36 t ／ 24時間
株式会社西日本ペーパーサイク	許可業者	紙	若松区響町一丁目62番地	横型ハンマー式 縦型せん断式 油圧プレス式	96 t ／ 8時間

ルの施設					
有限会社KARSの施設	許可業者	かん、びん、ペットボトル及び紙コップ	若松区響町一丁目62番地の19	アルミ缶の選別 高磁力回転ドラム方式 スチール缶の選別 吊り下げ磁石方式 びん、ペットボトル及び紙コップの手選別 直線ベルトコンベア式	96 t ／ 24 時間
株式会社守恒造園建設の施設	許可業者	廃木材 せん定枝	小倉南区大字堀越483番地の1及び510番地の1	回転ナイフ式	4 t ／ 8 時間
九州製紙株式会社の施設	許可業者	紙	八幡東区大字前田2142番地の1	パルパー	135 t ／ 24 時間
光和精鉱株式会社の施設	許可業者	飛灰（ばいじん及び燃え殻）	戸畑区大字中原46番地の93	塩化揮発法による山元還元	147 t ／ 24 時間
三菱マテリアル株式会社の施設	許可業者	焼却灰	八幡西区洞南町1番1号	水洗設備 ロータリーキルン式焼成炉	120 t ／ 24 時間
日本磁力選鉱株式会社	許可業者	小型家電	若松区響町一丁目79番地	ハンマー式 内筒回転式	7.5 t ／ 5 時間

社の施設			の4、5、6、7、8及び9		
------	--	--	---------------	--	--

エ リサイクルの推進、地域全体のゼロ・エミッションの実現及び循環型社会構築に資するために、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第4条に基づき、本市が承諾した場合に広域的な受入れ処理を行うことができる再資源化施設の概要

施設名	処理する者	再資源化対象物	所在地	処理方式	処理能力
本城かんびん資源化センター	市	ペットボトル	八幡西区洞北町7番10号	ペットボトルの手選別 直線ベルトコンベア式	63 t ／5時間
北九州市プラスチック資源化センター	市	プラスチック製容器包装	小倉北区西港町8番13号	揺動式ふるい 直線ベルトコンベア式	60 t ／12時間
木材開発株式会社施設	許可業者	廃木材	若松区南二島五丁目3番2号	ハンマー式	120 t ／8時間
ホクザイ運輸株式会社の施設	許可業者	廃木材 せん定枝	小倉北区西港町7番地の32、33、34、35及び42	ハンマー式	700 t ／8時間
株式会	許可	蛍光管	若松区響	湿式二軸せん断破	23.9 t

社ジェ イ・リ ライツ の施設	業者	一次電池	町一丁目 62番地 の17	砕機 乾式スクルー型 破砕機 ハンマー式	／12時間
日鉄住 金テッ クスエ ンジ株 式会社 の施設	許可 業者	廃木材	若松区南 二島五丁 目7番1 号	ハンマー式	61.2t ／8時間
株式会 社リサ イクル テック の施設	許可 業者	家庭用電 化製品（ 特定家庭 用機器廃 棄物を除 く。）	若松区響 町一丁目 62番地 の13及 び14	縦型一軸せん断式 油圧プレス式	36t ／24時間
有限会 社K A R Sの 施設	許可 業者	かん、び ん、ペッ トボトル 及び紙コ ップ	若松区響 町一丁目 62番地 19	アルミ缶の選別 高磁力回転ドラ ム方式 スチール缶の選別 吊り下げ磁石方 式 びん、ペットボト ル及び紙コップの 手選別 直線ベルトコン ベア式	96t ／24時間
九州製 紙株式 会社の 施設	許可 業者	紙	八幡東区 大字前田 2142 番地の1	パルパー	135t ／24時間
光和精 鉱株式 会社の	許可 業者	飛灰（ば いじん及 び燃え殻	戸畑区大 字中原4 6番地の	塩化揮発法による 山元還元	147t ／24時間

施設)	93		
三菱マテリアル株式会社の施設	許可業者	焼却灰	八幡西区洞南町1番1号	水洗設備 ロータリーキルン式焼成炉	120 t / 24時間

(2) 持ち出し、収集運搬の方法等及び量

ア ごみ

区分	収集する者	収集区域の範囲	収集回数	持ち出し及び収集運搬の方法	収集運搬する量	処分の方法
家庭ごみ	市	市全域	週2回	ポリ袋ステーション方式により収集する。排出者は、収集日当日の午前8時30分までに市長が指定する袋に入れて家庭ごみステーションに持ち出す。 ※ふれあい収集にあたっては、週1回戸別収集する。排出者は、収集日当日の午前8時30分までに市長が指定する袋に入れて所定の場所に持ち出す。	198,000 t	焼却
資源化物(かん及	市	市全域	週1回	ポリ袋ステーション方式により収集する。排出者は、収集日当日の午前	8,700 t	選別処理の後再資源化

びびんに限る。)				<p>8時30分までに市長が指定する袋に入れて資源化物ステーションに持ち出す。</p> <p>※ふれあい収集にあたっては、週1回戸別収集する。排出者は、収集日当日の午前8時30分までに市長が指定する袋に入れて所定の場所に持ち出す。</p>		
資源化物（ペットボトルに限る。)	市	市全域	週1回	<p>ポリ袋ステーション方式により収集する。排出者は、収集日当日の午前8時30分までに市長が指定する袋に入れて資源化物ステーションに持ち出す。</p> <p>※ふれあい収集にあたっては、週1回戸別収集する。排出者は、収集日当日の午前8時30分までに市長が指定する袋に入れて所定の場所に持ち出す。</p>	2, 300 t	選別処理の後再資源化
資源化物	市	市全域	週1回	ポリ袋ステーション方式により収集	7, 400 t	選別処理の後

(プラスチック製容器包装に限る。)				<p>する。排出者は、収集日当日の午前8時30分までに市長が指定する袋に入れて資源化物ステーションに持ち出す。</p> <p>※ふれあい収集にあたっては、週1回戸別収集する。排出者は、収集日当日の午前8時30分までに市長が指定する袋に入れて所定の場所に持ち出す。</p>		再資源化
資源化物(紙パック及びトレイに限る。)	市	市全域	随時	<p>拠点回収方式により収集する。排出者は、回収拠点の回収ボックスに投入する。</p>	300 t	選別処理の後再資源化
資源化物(小物金属に限る。)	市	市全域	随時	<p>拠点回収方式により収集する。排出者は、回収拠点の回収ボックスに投入する。</p>	110 t	再資源化
資源	市	市全	随時	<p>拠点回収方式によ</p>	90 t	再資源

化物 (蛍 光管 に限 る。)		域		り収集する。排出 者は、回収拠点の 回収ボックスに投 入する。		化
資源 化物 (小 型家 電に 限る 。)	市	市全 域	随時	拠点回収方式によ り収集する。排出 者は、回収拠点の 回収ボックスに投 入する。	5 t	再資源 化
粗大 ごみ (特 定家 庭用 機器 廃棄 物を 除く 。)	市	市全 域	月1 回(た だし、 引越 ごみ につ いて は必 要に 応じ てそ の都 度、 馬島 及び 藍島 につ いて は年 6回	戸別収集方式(馬 島及び藍島につ いては、ステーショ ン方式)により収 集する。 (1) 一般収集にあ っては、排出者は 、一般収集の処理 手数料に見合った 額の「北九州市粗 大ごみ処理手数料 納付券」に氏名又 は受付番号を記入 の上、粗大ごみに 明確に分かるよう に貼付して、粗大 ごみ受 付センターで受け 付けた場所に持ち 出す。	3, 300 t	(1) 焼 却 (2) 破 砕し、 鉄類を 回収し た後焼 却 (3) 小 型家電 の一部 を選別 し、再 資源 化

)	(2) 特別収集にあつては、排出者は、特別収集に見合った額の「北九州市粗大ごみ処理手数料納付券」に氏名又は受付番号を記入の上、粗大ごみに明確に分かるように貼付して、粗大ごみ受付センターの指示に従って、市に引き渡す。		
動物の死体	市、排出者及び許可業者	市全域	必要に応じてその都度	飛散流出しない方法	6, 500個	焼却
その他	市	市全域	必要に応じてその都度	飛散流出しない方法	4, 900 t	(1) 焼却 (2) かん、びん及びペットボトルを選別処理の後再資源化 (3) 破碎し鉄類を回

						収した後焼却 (4) 埋立て
自己搬入 ごみ (資源化可能な紙くず、木くず及び特定家庭用機器廃棄物を除く。)	排出者及び許可業者	市全域	必要に応じてその都度	飛散流出しない方法	164,100 t	(1) 焼却 (2) 破碎し、鉄類を回収した後焼却 (3) 埋立て
許可業者処理ごみ (別に定める処理区域で排出さ	排出者及び許可業者	別に定める区域	必要に応じてその都度	飛散流出しない方法	590 t	(1) 廃木材及びせん定枝については、チップ化により再資源化 (2) そ

れる可燃性のごみに限る。)						の他のものについては、焼却
許可業者処理ごみ（廃木材及びせん定枝に限る。)	排出者及び許可業者	市全域	必要に応じてその都度	飛散流出しない方法	12, 200 t	再資源化
許可業者処理ごみ（紙に限る。)	排出者及び許可業者	市全域	必要に応じてその都度	飛散流出しない方法	4, 100 t	再資源化

注1 家庭ごみの持ち出しに使用する市長が指定する袋

区分	材質	容量	色、文字等	製造者
大袋	高密度ポリエチレン	45 L	無色半透明 北九州市家庭ごみ用指定袋（大） その他市長が指定する文字等	市
中袋	高密度ポリエ	30 L	無色半透明 北九州市家庭ごみ用指定袋（中	市

	チレン) その他市長が指定する文字等	
小袋	高密度 ポリエチレン	20 L	無色半透明 北九州市家庭ごみ用指定袋 (小) その他市長が指定する文字等	市
特小袋	高密度 ポリエチレン	10 L	無色半透明 北九州市家庭ごみ用指定袋 (特小) その他市長が指定する文字等	市

注2 資源化物 (市長が別に定めたものを除く。) の持ち出しに使用する市長が指定する袋

区分	材質	容量	色、文字等	製造者
かん・びん用	高密度 ポリエチレン	25 L	無色半透明 北九州市かん・びん用指定袋 その他市長が指定する文字等	市
ペットボトル用 (大袋)	高密度 ポリエチレン	45 L	無色半透明 北九州市ペットボトル用指定袋 (大) その他市長が指定する文字等	市
ペットボトル用 (小袋)	高密度 ポリエチレン	25 L	無色半透明 北九州市ペットボトル用指定袋 (小) その他市長が指定する文字等	市
プラスチック製容器包装用 (大袋)	高密度 ポリエチレン	45 L	無色半透明 北九州市プラスチック製容器包装用指定袋 (大) その他市長が指定する文字等	市
プラスチック製容器包装用 (小袋)	高密度 ポリエチレン	25 L	無色半透明 北九州市プラスチック製容器包装用指定袋 (小) その他市長が指定する文字等	市

注3 ふれあい収集の対象者

家庭から出るごみ及び資源化物を自らステーションに持ち出すことが困難な者で、親族や地域住民、ボランティア等による協力が得られず、次の各号のいずれかで構成される世帯。

(1) 介護保険法（平成9年法律第123号）第27条の規定による要介護認定において、要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年厚生省令第48号）第1条第1項に規定する要介護2以上に該当すると認められた者。

(2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条に規定する障害福祉サービスの受給認定を受けている者。

注4 粗大ごみの一般収集及び特別収集の区分

区分	説明
一般収集	粗大ごみ受付センターで受け付けた場所に持ち出された粗大ごみを収集すること。
特別収集	次項の表に掲げる者で構成される世帯に属する者の求めに応じ、当該世帯の住居から粗大ごみを収集すること。

注5 粗大ごみの特別収集の対象者

区分	対象者
高齢者	満65歳以上の者
身体障害者	身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条に規定する身体障害者
知的障害者	児童相談所又は障害福祉センターにおいて知的障害者との判定を受けている者
精神障害者	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第5条に規定する精神障害者
傷病者	傷病又は疾病のため、一時的に体力の低下している者
妊産婦	妊婦又は産後8週間の期間にある者
年少者	満16歳未満の者
その他	その他体力の面から粗大ごみの持ち出しが困難と市長が認める者

注6 粗大ごみの特別収集の対象とならない物

- (1) 人手（3人）により持ち出すことができない物
- (2) 取外し作業、解体作業その他特別な作業を行わなければ、持ち出

すことができない物

イ し尿・浄化槽汚泥

(ア) 収集運搬及び処分の方法及び量

区分	収集する者	収集区域の範囲	収集回数	収集運搬の方法	収集運搬する量	処分の方法
市収集し尿	市	市全域	おおむね20日に1回	バキューム車による。	10,000k l	中継施設へ投入後、下水処理場へ圧送し、消化処理
自己搬入し尿	排出者	市全域	必要に応じてその都度	バキューム車による。	10,000k l	中継施設へ投入後、下水処理場へ圧送し、消化処理
浄化槽汚泥	許可業者	市全域	必要に応じてその都度	バキューム車による。	16,000k l	中継施設へ投入後、下水処理場へ圧送し、消化処理

注 浄化槽汚泥のうち馬島及び藍島から排出されるものについては、市及び許可業者が収集する。

(イ) 中継施設の概要

施設名	所在地	下水処理場への圧送能力
西港し尿圧送所	小倉北区西港町24番地	250k l / 日
皇后崎し尿投入所	八幡西区夕原町2番4号	500k l / 日

(3) 中間処理

ア 処理施設の概要

施設名	処理する者	処理区分	所在地	処理方式	処理能力
日明工場(粗大ご)	市	破碎	小倉北区西港町96番地の2	横型回転式及びせ	横型回転式 150t

み資源化 センター)				ん断式	／5時間 せん断式 50t ／5時間
新門司工 場	市	焼却	門司区新門司三 丁目79番地	シャフト 炉式ガス 化溶解炉	720t／ 24時間
日明工場	市	焼却	小倉北区西港町 96番地の2	連続燃焼 式	600t ／24時間
皇后崎工 場	市	焼却	八幡西区夕原町 2番1号	連続燃焼 式(スー パーごみ 発電シス テム)	810t ／24時間
株式会社 新菱の施 設	許可業者	焼却	八幡西区黒崎城 石1番1号	ロータリ ーキルン 方式	60t ／24時間

イ 処理する量

(ア) ごみ

a 破砕

区分	処理する量
市収集ごみ	2,600t
自己搬入ごみ	9,300t
計	11,900t

注 市収集ごみは、粗大ごみ及びその他

備考 上記以外に直方市の粗大ごみを搬入する。

b 焼却

区分	処理する量
市収集ごみ	208,000t
自己搬入ごみ	161,000t
計	369,000t
許可業者処理ごみ	590t
動物の死体	6,500個

注 破砕後の残さを含む。市収集ごみは、家庭ごみ、資源化物、粗

大ごみ及びその他

備考 上記以外に直方市、行橋市、みやこ町、中間市、芦屋町、水巻町、岡垣町及び遠賀町の可燃ごみを搬入する。

c 選別

区分	処理する量
市収集資源化物	18,700 t

備考 上記以外に直方市の資源化物（ペットボトル及びプラスチック製容器包装）を搬入する。

(i) し尿

区分	処理する量
市収集し尿	10,000 k l
自己搬入し尿	10,000 k l
計	20,000 k l

注 全量を下水処理場で消化処理する。

(4) 最終処分

ア 埋立処分

(ア) 処分場の概要

処分場名	響灘西地区廃棄物処分場
処理する者	市
所在地	若松区大字小竹地先
埋立面積	573,829 m ²
全体容量	7,150,000 m ³
埋立区域	2区画及び3区画
埋立方法	浮栈橋等による埋立て整地

(i) 処分する量

区分	処理する量
市収集ごみ	3,600 t
自己搬入ごみ	2,700 t
焼却灰	57,000 t
計	63,300 t

備考 上記以外に行橋市及びみやこ町の不燃ごみを搬入する。

北九州市公害防止条例施行規則

昭和 47 年 3 月 1 日
規則第 6 号

北九州市公害防止条例施行規則(昭和 45 年規則第 73 号)の全部改正

(用語)

第 1 条 この規則で使用する用語は、北九州市公害防止条例(昭和 46 年北九州市条例第 54 号。以下「条例」という。)で使用する用語の例による。

(ばい煙に係る有害物質)

第 2 条 条例第 2 条第 2 項第 3 号の規則で定める物質は、次に掲げる物質とする。

- (1) カドミウム及びその化合物
- (2) 塩素及び塩化水素
- (3) 弗素、弗化水素及び弗化珪素
- (4) 鉛及びその化合物
- (5) 窒素酸化物

(昭 57 規則 34・平 11 規則 27・平 27 規則 24・一部改正)

(排水に係るカドミウム等の物質)

第 3 条 条例第 2 条第 4 項第 1 号の規則で定める物質は、次に掲げる物質とする。

- (1) カドミウム及びその化合物
- (2) シアン化合物
- (3) 有機燐化合物(ジエチルパラニトロフェニルチオホスフェイト(別名パラチオン)、ジメチルパラニトロフェニルチオホスフェイト(別名メチルパラチオン)、ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイト(別名メチルジメトン)、及びエチルパラニトロフェニルチオノベンゼンホスホネイト(別名 EPN)に限る。)
- (4) 鉛及びその化合物
- (5) 6 価クロム化合物
- (6) 砒素及びその化合物
- (7) 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物
- (8) ポリ塩化ビフェニル(別名 PCB)
- (9) トリクロロエチレン
- (10) テトラクロロエチレン
- (11) ジクロロメタン
- (12) 四塩化炭素
- (13) 1, 2-ジクロロエタン
- (14) 1, 1-ジクロロエチレン
- (15) シス-1, 2-ジクロロエチレン
- (16) 1, 1, 1-トリクロロエタン
- (17) 1, 1, 2-トリクロロエタン
- (18) 1, 3-ジクロロプロペン
- (19) テトラメチルチウラムジスルフィド(別名チウラム)
- (20) 2-クロロ-4, 6-ビス(エチルアミノ)-S-トリアジン(別名シマジン)
- (21) S-4-クロロベンジル=N, N-ジエチルチオカルバマート(別名チオベンカルブ)
- (22) ベンゼン
- (23) セレン及びその化合物
- (24) ほう素及びその化合物
- (25) ふっ素及びその化合物
- (26) アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物
- (27) 1, 4-ジオキサン

(昭 50 規則 90・昭 57 規則 34・平元規則 38・平 6 規則 3・平 11 規則 27・平 27 規則 24・一部改正)

(水素イオン濃度等の項目)

第 4 条 条例第 2 条第 4 項第 2 号の規則で定める項目は、次に掲げる項目とする。

- (1) 水素イオン濃度
- (2) 生物化学的酸素要求量及び化学的酸素要求量
- (3) 浮遊物質

- (4) ノルマルヘキサン抽出物質含有量
- (5) フェノール類含有量
- (6) 銅含有量
- (7) 亜鉛含有量
- (8) 溶解性鉄含有量
- (9) 溶解性マンガン含有量
- (10) クロム含有量
- (11) 大腸菌群数
- (12) 窒素含有量
- (13) 磷含有量

(昭 57 規則 34・平 5 規則 51・平 11 規則 27・一部改正)

(指定施設)

第 5 条 条例第 2 条第 4 項各号列記以外の部分の規則で定める施設は、別表第 2 に掲げる施設とする。

2 条例第 2 条第 5 項の規則で定める施設は、別表第 1 から別表第 3 までに掲げる施設とする。

(規制基準)

第 6 条 条例第 2 条第 7 項の規則で定める基準は、別表第 1 から別表第 3 までに掲げる基準とする。

(届出書の提出部数)

第 7 条 条例の規定による届出は、届出書の正本にその写し 1 通を添えてしなければならない。

(届出)

第 8 条 条例の規定による届出は、別表第 4 の第 2 欄に掲げる届出の種類ごとにそれぞれ同表の第 3 欄に掲げる届出書によってしなければならない。

2 条例第 8 条第 1 項第 7 号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 汚水に係る指定施設

ア 排出水の汚染状態及び量

イ 用水及び排水の系統

(2) 騒音に係る指定施設

ア 工場又は事業場の事業内容

イ 常時使用する従業員数

ウ 指定施設の型式及び公称能力

エ 指定施設の種類ごとの通常の日における使用の開始及び終了の時刻

3 条例第 8 条第 3 項(条例第 9 条第 2 項及び第 10 条第 4 項において準用する場合を含む。)の規則で定める書類は、別表第 4 の第 4 欄に掲げる書類とする。

(昭 57 規則 34・平 11 規則 27・一部改正)

(受理書)

第 9 条 市長は、条例第 8 条第 1 項、第 9 条第 1 項又は第 10 条第 2 項の届出を受理したときは、受理書を当該届出をした者に交付するものとする。

(昭 57 規則 34・一部改正)

(届出施設の変更の届出を要しない場合)

第 10 条 条例第 10 条第 1 項の規則で定める場合は、指定工場等に設置する騒音に係る指定施設の一部の使用を廃止した場合とする。

2 条例第 10 条第 2 項の規則で定める場合は、第 8 条第 2 項第 2 号に掲げる事項の変更をしようとする場合とする。

(屋外での燃焼行為が制限される物)

第 10 条の 2 条例第 15 条の 2 の規則で定める物は、次に掲げる物(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)第 2 条第 4 項に規定する産業廃棄物に該当するものを除く。)とする。

(1) その燃焼に伴って著しいばい煙又は悪臭を発生するおそれがある物質を含有した塗料、樹脂材料等を含み、又は付着した木材

(2) 前号に規定する木材から分離された物で、その燃焼に伴って著しいばい煙又は悪臭を発生するおそれがあるもの

(3) 船舶(船舶を解体し、又は分割したものを含む。)

(4) 自動車(自動車を解体し、又は分割したものを含む。)

(5) エアコンディショナー、ステレオセット、洗濯機、テレビ受像機、電子レンジ及び冷蔵庫

(6) 電線

(平 8 規則 50・追加)

(特殊気象情報)

第 11 条 条例第 17 条第 2 項の規則で定める場合は、大気汚染測定点の 1 の測定点において、硫黄酸化物の大気中における含有率の 1 時間値(以下単に「1 時間値」という。)が百万分の 0.07 を超え、かつ、風向、風速等の気象状態から他の測定点においても同程度に上昇する傾向があると認められるときとする。

(昭 57 規則 34・旧第 12 条繰上・一部改正)

(緊急時における措置等)

第 12 条 条例第 18 条第 1 項の規則で定める場合は、次の各号の一に該当する場合であつて、気象条件からみて当該各号に規定する状態が継続すると認められるときとする。

(1) 1 測定点において、硫黄酸化物の 1 時間値が百万分の 0.2 以上である状態が 2 時間継続し、かつ、他の 1 以上の測定点において、百万分の 0.15 以上の状態が 2 時間継続した場合

(2) 1 測定点において、硫黄酸化物の 1 時間値が百万分の 0.3 以上である状態となり、かつ、他の 1 以上の測定点において、百万分の 0.15 以上の状態が 2 時間継続した場合

(3) 1 測定点の硫黄酸化物の 1 時間値の 24 時間平均値が、百万分の 0.15 以上の状態になった場合
2 条例第 18 条第 2 項の規則で定める量は、温度が摂氏零度であつて、圧力が 1 気圧の状態に換算して毎時 8 立方メートル以上 10 立方メートル未満の硫黄酸化物に係るばい煙量とする。

(昭 57 規則 34・旧第 13 条繰上・一部改正、平 11 規則 27・一部改正)

(自動測定記録装置の設置)

第 13 条 条例第 19 条の規則で定める施設は、温度が摂氏零度であつて、圧力が 1 気圧の状態に換算して毎時 20 立方メートル以上の硫黄酸化物に係るばい煙量を排出するばい煙発生施設とする。

2 条例第 19 条の規定による自動測定記録装置は、日本工業規格 K0103 に定める測定方法に適合するものとする。

3 自動測定記録装置による測定の記録は 3 年間保存しなければならない。

(昭 57 規則 34・旧第 14 条繰上・一部改正、平 11 規則 27・一部改正)

(立入検査員証)

第 14 条 条例第 21 条第 2 項及び第 21 条の 2 第 2 項において準用する条例第 21 条第 2 項の証明書の様式は、別記様式のとおりとする。

(昭 57 規則 34・旧第 15 条繰上・一部改正、平 8 規則 50・一部改正)

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(昭和 47 年 12 月 27 日規則第 88 号)

この規則は、昭和 48 年 1 月 1 日から施行する。

付 則(昭和 49 年 5 月 21 日規則第 69 号)

1 この規則は、昭和 49 年 6 月 1 日から施行する。

2 この規則施行の際現にばい煙に係る指定施設を設置している者(設置の工事をしている者を含む。)に対する改正後の北九州市公害防止条例施行規則別表第 1 の備考第 1 項の規定は、昭和 49 年 11 月 30 日までは適用せず、なお従前の例による。

付 則(昭和 50 年 4 月 3 日規則第 19 号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(昭和 50 年 5 月 28 日規則第 30 号)

1 この規則は、昭和 50 年 6 月 1 日から施行する。

2 この規則の施行の際現にばい煙に係る指定施設を設置している者(設置の工事をしている者を含む。)に対する改正後の北九州市公害防止条例施行規則別表第 1 の備考第 1 項の規定は、昭和 50 年 11 月 30 日までは適用せず、なお従前の例による。

付 則(昭和 50 年 11 月 1 日規則第 90 号)

1 この規則は、昭和 50 年 12 月 1 日から施行する。

2 この規則による改正後の北九州市公害防止条例施行規則別表第 2 の 2 規制基準の(1) 第 3 条に定める物質による排出水の汚染状態に係る規制基準の表の PCB についての規制基準は、別表第 2 の 1 指定施設の表の 2 のウに掲げる指定施設を設置する工場であつて、古紙を主原料とするちり紙及びトイレットペーパーの製造を行つているものに係る排出水については、昭和 51 年 2 月末日までは適用しない。

付 則(昭和 57 年 5 月 10 日規則第 34 号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(昭和 60 年 8 月 27 日規則第 49 号)

1 この規則は、昭和 60 年 9 月 10 日から施行する。

2 この規則の施行前にその設置の工事が着手されたボイラーに係る改正後の北九州市公害防止条例施行規則別表第 1 の規定の適用については、当分の間、同表の指定施設の規模又は能力の欄中「5 平方メートル以上 10 平方メートル未満であること(バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 50 リットル以上のものを除く。)」とあるのは「5 平方メートル以上 10 平方メートル未満であること。」と読み替えるものとする。

付 則(昭和 61 年 3 月 31 日規則第 24 号)

この規則は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成元年 9 月 8 日規則第 38 号)

この規則は、平成元年 10 月 1 日から施行する。

付 則(平成 5 年 9 月 21 日規則第 51 号)

この規則は、平成 5 年 10 月 1 日から施行する。

付 則(平成 6 年 1 月 31 日規則第 3 号)

(施行期日)

1 この規則は、平成 6 年 2 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に汚水に係る指定施設を設置している者(設置の工事をしている者を含む。以下同じ。)の当該施設を設置している工場又は事業場に係る排出水の鉛及びその化合物又は砒ひ素及びその化合物による汚染状態に係る規制基準については、この規則の施行の日から 6 月間は、改正後の北九州市公害防止条例施行規則(以下「改正後の規則」という。)第 6 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 改正後の規則別表第 2 2 規制基準(1)第 3 条に定める物質による排出水の汚染状態に係る規制基準の表のジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン並びにセレン及びその化合物についての規制基準は、この規則の施行の際現に汚水に係る指定施設を設置している者の当該施設を設置している工場又は事業場から排出される水については、この規則の施行の日から 6 月間は、適用しない。

付 則(平成 8 年 6 月 25 日規則第 50 号)

この規則は、平成 9 年 7 月 1 日から施行する。

付 則(平成 9 年 9 月 30 日規則第 38 号)

この規則は、平成 9 年 10 月 1 日から施行する。

付 則(平成 11 年 4 月 23 日規則第 27 号)

(施行期日)

1 この規則は、平成 11 年 7 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、ばい煙に係る指定施設のうち現に設置されている廃棄物焼却炉(設置の工事に着手されているものを含む。以下「既設焼却炉」という。)に係るばいじんの排出基準は、平成 13 年 3 月 31 日までの間は、なお従前の例による。

3 平成 13 年 4 月 1 日から当分の間、既設焼却炉に係る改正後の別表第 1 の規定の適用については、同表の規制基準のばいじんの欄中「0.15 グラム」とあるのは「0.25 グラム」とする。

付 則(平成 12 年 12 月 22 日規則第 106 号)

この規則は、平成 13 年 1 月 6 日から施行する。

付 則(平成 27 年 4 月 20 日規則第 24 号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 付則別表の有害物質の種類又は項目の欄に掲げる物質について、同表の業種の欄に掲げる業種に属する指定工場等に係る排出水の規制基準は、この規則による改正後の北九州市公害防止条例施行規則(以下「改正後の規則」という。)別表第 2 の規定にかかわらず、この規則の施行の日から同

表の期日の欄に掲げる日までの間は、同表の許容限度の欄に掲げるとおりとする。

3 この規則の施行の際現に設置されている汚水に係る指定施設（設置の工事がなされている施設を含む。）を設置する指定工場等に係る排出水のカドミウム及びその化合物又は亜鉛含有量についての規制基準は、この規則の施行の日から6月間は、改正後の規則別表第2及び前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 ほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物並びに1,4-ジオキサンについての改正後の規則別表第2又は付則第2項に規定する規制基準は、この規則の施行の際現に汚水に係る指定施設を設置している者（設置の工事をしていない者を含む。）の当該施設を設置している指定工場等から排出される水については、この規則の施行の日から6月間は、適用しない。

付則別表

有害物質の種類又は項目	業種	許容限度	期日
カドミウム及びその化合物 （単位 1 リットルにつき ミリグラム）	非鉄金属第1次精錬・精製業 （亜鉛に係るものに限る。）	0.09	平成29年11 月30日
	非鉄金属第2次精錬・精製業 （亜鉛に係るものに限る。）		
	溶融めっき業（溶融亜鉛めっ きを行うものに限る。）	0.1	平成28年11 月30日
ほう素及びその化合物（単 位 ほう素の量に関して、1 リットルにつきミリグラ ム）	電気めっき業（海域以外の公 共用水域に排出水を排出す るものに限る。）	40	平成28年6 月30日
	ほうろう鉄器製造業（海域以 外の公共用水域に排出水を排 出するものに限る。）	50	
	うわ薬製造業（ほうろううわ 薬を製造するものであり、か つ、海域以外の公共用水域に 排出水を排出するものに限 る。）		
	貴金属製造・再生業（海域以 外の公共用水域に排出水を排 出するものに限る。）		
	粘土瓦製造業（うわ薬瓦を製 造するものであり、かつ、海 域以外の公共用水域に排出水 を排出するものに限る。）	120	
うわ薬製造業（うわ薬瓦の製 造に使用するうわ薬を製造す るものであり、かつ、海域以 外の公共用水域に排出水を排 出するものに限る。）	140		
ふっ素及びその化合物（単 位 ふっ素の量に関して、1 リットルにつきミリグラ ム）	ほうろう鉄器製造業（海域以 外の公共用水域に排出水を排 出するものに限る。）	15	平成28年6 月30日
	うわ薬製造業（ほうろううわ 薬を製造するものであり、か つ、海域以外の公共用水域に 排出水を排出するものに限 る。）		

	電気めっき業（1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル以上であり、かつ、海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。）		
	電気めっき業（1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル未満であるものに限る。）	50	
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物（単位 アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量に関して、1リットルにつきミリグラム）	酸化コバルト製造業	160	平成28年6月30日
	電気めっき業	300	
	ジルコニウム化合物製造業	700	
	モリブデン化合物製造業及びバナジウム化合物製造業	1700	
	貴金属製造・再生業	3000	
1,4-ジオキサン（単位1リットルにつきミリグラム）	エチレンオキサイド製造業	6	平成30年5月24日
	エチレングリコール製造業		
亜鉛含有量（単位1リットルにつきミリグラム）	電気めっき業	5	平成28年12月10日
備考 有害物質の種類又は項目の欄に掲げる物質について、業種の欄に掲げる業種に属する指定工場等が同時に他の業種に属する場合において、改正後の規則別表第2の2規制基準又はこの表によりそれらの業種につき異なる許容限度の規制基準が定められているときは、当該指定工場等から公共用水域に排出される水については、それらの規制基準のうち、最大の許容限度のものを適用する。			

付 則（平成27年6月19日規則第29号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表第1（第5条、第6条関係）

（昭49規則69・昭50規則30・昭57規則34・昭60規則49・平9規則38・平11規則27・平27規則24・一部改正）

ばい煙に係る指定施設及び規制基準

指定施設			規制基準		
番号	施設名	規模又は能力	硫黄酸化物	ばいじん	
1	ボイラー（熱風ボイラーを含み、熱源として電気又は廃熱のみを使用するものを除く。）	日本工業規格B8201及びB8203の伝熱面積の項で定めるところにより算定した伝熱面積が5平方メートル以上10平方メートル未満であること（バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50リットル以上のものを除	次の式により算出した排出口から大気中に排出される硫黄酸化物の量とする。 $g = K \times 10^{-3} He^2$	重油その他の液体燃料又はガス専焼	0.3 グラム
				石炭（1キログラム当たり発熱量20,930.25キロジュール以下のものに限る。）専焼	0.8 グラム
				その他のもの	0.4 グラム

		く。)			
2	金属の精錬又は無機化学工業品の製造の用に供する焙焼炉、焼結炉(ペレット焼成炉を含む。)及び煅焼炉(大気汚染防止法に規定するばい煙発生施設を除く。)	原料の処理能力が1時間当たり1トン未満であること。			0.4 グラム
3	金属の精錬又は鑄造の用に供する溶解炉(こしき炉及び大気汚染防止法に規定するばい煙発生施設を除く。)	火格子面積(火格子の水平投影面積をいう。以下同じ。)が0.5平方メートル以上1.0平方メートル未満であるか、羽口面断面積(羽口の最下端の高さにおける炉の内壁で囲まれた部分の水平断面積をいう。)が0.25平方メートル以上0.5平方メートル未満であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり30リットル以上50リットル未満であるか、又は変圧器の定格容量が100キロボルトアンペア以上200キロボルトアンペア未満であること。			0.4 グラム
4	金属の鍛造若しくは圧延又は金属若しくは金属製品の熱処理の用に供する加熱炉				0.4 グラム
5	石油製品、石油化学製品又はコールドタル製品の製造の用に供する加熱炉				0.2 グラム
6	窯業製品の製造の用に供する焼成炉及び溶融炉		焼成炉(石炭焼成炉に限る。)	土中釜	0.8 グラム
				その他のもの	0.6 グラム
			溶融炉(るつぼ炉に限る。)		0.5 グラム
			上記以外の焼成炉及び溶融炉		0.4 グラム
7	無機化学工業品又は食料品の製造の用に供する反応炉(カーボンブラック製造用燃焼装置を含む。)及び直火炉(大気汚染防止法に規定するばい煙発生施設を除く。)				0.4 グラム
8	乾燥炉(大気汚染防止法に規定するばい煙発生施設を除く。)				0.4 グラム

9	製鉄、製鋼又は合金鉄の製造の用に供する電気炉	変圧器の定格容量が1,000キロボルトアンペア未満であること。		0.6グラム
10	廃棄物焼却炉	火格子面積が1平方メートル以上2平方メートル未満であるか、又は焼却能力が1時間当たり50キログラム以上200キログラム未満のもの		0.15グラム

備考

1 硫黄酸化物の量の算式において、g、K及びHeは、それぞれ次の値を表すものとする。

g 硫黄酸化物の量(単位 温度摂氏零度、圧力1気圧の状態に換算した立方メートル毎時)

K 3.5

He 次の式により算出し、補正された排出口の高さ(単位メートル)

$$He = Ho + 0.65(Hm + Ht)$$

$$Hm = (0.795(\sqrt{Q \cdot V}) / (1 + (2.58/V)))$$

$$Ht = 2.01 \times 10^{-3} \cdot Q \cdot (T - 288) \cdot (2.30 \log J + (1/J) - 1)$$

$$J = (1 / (\sqrt{Q \cdot V})) (1,460 - 296 \times V / (T - 288)) + 1$$

これらの式においては、He、Ho、Q、V及びTは、それぞれ次の値を表すものとする。

He 補正された排出口の高さ(単位メートル)

Ho 排出口の実高さ(単位メートル)

Q 摂氏15度における排出ガス量(単位立方メートル毎秒)

V 排出ガスの排出速度(単位メートル毎秒)

T 排出ガスの温度(単位絶対温度)

2 ばいじんの規制基準は、温度が摂氏零度であって圧力が1気圧の状態に換算した排出ガス1立方メートル当たりのばいじん量とする。

3 硫黄酸化物の量及びばいじんの量の測定方法は、大気汚染防止法施行規則(昭和46年/厚生省/通商産業省/令第1号)別表第1及び別表第2の備考に定めるところによる。

4 次に掲げる施設は、指定施設から除く。

(1) 鉱山保安法(昭和24年法律第70号)第2条第2項本文に規定する鉱山に係る施設

(2) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第16号に規定する電気工作物であってばい煙を発生する施設

(3) ガス事業法(昭和29年法律第51号)第2条第13項に規定するガス工作物であってばい煙を発生する施設

別表第2(第5条、第6条関係)

(昭47規則88・昭50規則19・昭50規則90・昭57規則34・平元規則38・平5規則51・平6規則3・平9規則38・平12規則106・平27規則24・一部改正)

汚水に係る指定施設及び規制基準

1 指定施設

水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)第2条第1項に規定する公共用水域に汚水を排出する施設であって次に掲げるもの

指定施設				
番号	記号	業種	細番号	施設名

1		食料品製造業（1の工場又は事業場からの1日の通常の排水量が50立方メートル以上のもの）	<ul style="list-style-type: none"> (1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10) (11) (12) (13) (14) (15) (16) (17) (18) 	<ul style="list-style-type: none"> 原料又は製品の洗浄施設 浸せき又はさらしの施設 圧搾施設 摩砕施設 発酵施設 蒸留施設 沈でん施設 ろ過施設 吸着施設（イオン交換施設を含む。） 分離施設 抽出施設 解凍施設 血抜施設 蒸発又は濃縮の施設 蒸煮又は湯煮の施設 薬品処理施設 混合施設 容器洗浄施設
2	ア	繊維工業（衣服その他の繊維製品に係るものを除く。）並びになめし革、なめし革製品及び毛皮の製造業	<ul style="list-style-type: none"> (1) (2) (3) (4) (5) (6) 	<ul style="list-style-type: none"> 酸又はアルカリの処理施設 洗浄施設 縮毛施設 のり付け施設 のり抜き施設 樹脂加工その他の整理の施設
	イ	パルプ、紙及び紙加工品の製造業	<ul style="list-style-type: none"> (1) (2) 	<ul style="list-style-type: none"> こう解施設 ろ過施設
3	ア	石油製品及び石炭製品の製造業	<ul style="list-style-type: none"> (1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) 	<ul style="list-style-type: none"> 原料又は製品の洗浄施設 原料又は製品の冷却施設 蒸留施設 酸又はアルカリによる処理施設 ろ過施設 抽出施設 分解施設 分離施設

	イ	化学工業	(1) 原料又は製品の洗浄施設 (2) 原料又は製品の冷却施設 (3) 浸せき施設 (4) 反応施設 (5) 分解施設 (6) 脱水施設 (7) 分離施設 (8) 沈でん施設 (9) ろ過施設 (10) 吸着施設(イオン交換施設を含む。) (11) 結晶析出施設 (12) ガス洗浄施設 (13) 抽出施設 (14) 発酵施設 (15) 蒸留施設 (16) 回収施設 (17) けん化施設 (18) 塩析施設 (19) 化学繊維の紡糸施設 (20) 電解施設 (21) 容器洗浄施設 (22) 混合施設 (23) 水簸施設
4	ア	窯業及び土石製品の製造業	(1) 水簸施設 (2) 調合又は混和の施設 (3) 成型施設 (4) 洗浄施設 (5) 薬品処理施設 (6) 研磨施設
	イ	鉄鋼業	(1) 洗炭施設 (2) 化成品による加工施設 (3) 溶剤又は洗剤による洗浄施設 (4) 熱処理施設 (5) ライニング施設
	ウ	非鉄金属製造業	(1) 原料又は製品の洗浄施設 (2) 選鉱施設 (3) 圧延施設 (4) 溶剤又は洗剤による洗浄施設 (5) 排ガス冷却施設 (6) 反応施設 (7) 分解施設 (8) 脱水施設 (9) 分離施設 (10) 沈でん施設 (11) ろ過施設 (12) 結晶施設 (13) 熱処理施設
	エ	金属製品及び機械器具の製造業	(1) 圧延施設 (2) 溶剤又は洗剤による洗浄施設 (3) 電解施設 (4) 熱処理施設 (5) 成型施設 (6) 塗装・水洗ブース施設

			(7)	電池用薬品充填施設
5		その他の産業		給食業の用に供する給食用調理施設(排水量 100m ³ /日以上のもの)

備考

次に掲げる施設は、指定施設から除く。

- 1 水質汚濁防止法第2条第6項の特定事業場に設置する施設
- 2 鉱山保安法第2条第2項本文に規定する鉱山に係る施設
- 3 電気事業法第2条第1項第16号に規定する電気工作物であって汚水を排出する施設

2 規制基準

(1) 第3条に定める物質による排水の汚染状態に係る規制基準

有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	1リットルにつきカドミウム 0.03 ミリグラム
シアン化合物	1リットルにつきシアン 1 ミリグラム
有機燐化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN に限る。)	1リットルにつき 1 ミリグラム
鉛及びその化合物	1リットルにつき鉛 0.1 ミリグラム
6価クロム化合物	1リットルにつき 6価クロム 0.5 ミリグラム
砒素及びその化合物	1リットルにつき砒素 0.1 ミリグラム
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	1リットルにつき水銀 0.005 ミリグラム
アルキル水銀化合物	検出されないこと。
PCB	1リットルにつき 0.003 ミリグラム
トリクロロエチレン	1リットルにつき 0.3 ミリグラム
テトラクロロエチレン	1リットルにつき 0.1 ミリグラム
ジクロロメタン	1リットルにつき 0.2 ミリグラム
四塩化炭素	1リットルにつき 0.02 ミリグラム
1, 2-ジクロロエタン	1リットルにつき 0.04 ミリグラム
1, 1-ジクロロエチレン	1リットルにつき 1 ミリグラム
シス-1, 2-ジクロロエチレン	1リットルにつき 0.4 ミリグラム
1, 1, 1-トリクロロエタン	1リットルにつき 3 ミリグラム
1, 1, 2-トリクロロエタン	1リットルにつき 0.06 ミリグラム
1, 3-ジクロロプロペン	1リットルにつき 0.02 ミリグラム
チウラム	1リットルにつき 0.06 ミリグラム
シマジン	1リットルにつき 0.03 ミリグラム
チオベンカルブ	1リットルにつき 0.2 ミリグラム
ベンゼン	1リットルにつき 0.1 ミリグラム
セレン及びその化合物	1リットルにつきセレン 0.1 ミリグラム
ほう素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの 1リットルにつきほう素 10 ミリグラム 海域に排出されるもの 1リットルにつきほう素 230 ミリグラム
ふっ素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの 1リットルにつきふっ素 8 ミリグラム 海域に排出されるもの 1リットルにつきふっ素 15 ミリグラム
アンモニア、アンモニウム化合	1リットルにつきアンモニア性窒素に 0.4 を乗じた

物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	もの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量 100 ミリグラム
1, 4-ジオキサン	1 リットルにつき 0.5 ミリグラム

備考

「検出されないこと。」とは、排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法(昭和 49 年環境庁告示第 64 号)に定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。

(2) その他の排出水の汚染状態に係る規制基準

項目	許容限度
水素イオン濃度(水素指数)	海域以外の公共用水域に排出されるもの 5.8 以上 8.6 以下 海域に排出されるもの 5.0 以上 9.0 以下
生物化学的酸素要求量(単位 1 リットルにつきミリグラム)	160(日間平均 120)
化学的酸素要求量(単位 1 リットルにつきミリグラム)	160(日間平均 120)
浮遊物質(単位 1 リットルにつきミリグラム)	200(日間平均 150)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量)(単位 1 リットルにつきミリグラム)	5
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類含有量)(単位 1 リットルにつきミリグラム)	30
フェノール類含有量(単位 1 リットルにつきミリグラム)	5
銅含有量(単位 1 リットルにつきミリグラム)	3
亜鉛含有量(単位 1 リットルにつきミリグラム)	2
溶解性鉄含有量(単位 1 リットルにつきミリグラム)	10
溶解性マンガン含有量(単位 1 リットルにつきミリグラム)	10
クロム含有量(単位 1 リットルにつきミリグラム)	2
大腸菌群数(単位 1 立方センチメートルにつき個)	日間平均 3,000
窒素含有量(単位 1 リットルにつきミリグラム)	120(日間平均 60)
燐含有量(単位 1 リットルにつきミリグラム)	16(日間平均 8)

備考

- 「日間平均」による許容限度は、1 日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
- この表に掲げる規制基準は、1 日当たりの平均的な排出水の量が 50 立方メートル以上である工場又は事業場に係る排出水について適用する。
- 生物化学的酸素要求量についての規制基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排出水に限って適用し、化学的酸素要求量についての規制基準は、海域及び湖沼に排出される排出水に限って適用する。
- この表に掲げる規制基準は、この規則の施行の際現に汚水に係る指定施設を設置している者(設置の工事をしていない者を含む。)に対しては、この規則の施行の日から起算して 6 月を経過する日までは適用しない。
- 窒素含有量又は燐含有量についての規制基準は、排水基準を定める省令別表第 2 の備考 6 及び 7 の規定に基づく窒素含有量又は燐含有量についての排水基準に係る湖沼(昭和 60 年環境庁告示第 27 号)において定める湖沼及び排水基準を定める省令別表第 2 の備考 6 及び 7 の規定に基づく窒素含有量又は燐含有量についての排水基準に係る海域(平成 5 年環境庁告示第 67 号)において定める海域並びにこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。

(3) 検定方法

(1) 及び (2) に掲げる規制基準は、排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法により検定した場合における検出値によるものとする。

別表第3(第5条、第6条関係)

(昭47規則88・昭57規則34・昭61規則24・平9規則38・平27規則24・一部改正)

騒音に係る指定施設及び規制基準

1 指定施設

番号	記号	施設名	原動機の定格出力
1		金属加工機械	
	ア	圧延機械	22.5キロワット未満のもの
	イ	ベンディングマシン(ロール式のものに限る。)	3.75キロワット未満のもの
	ウ	せん断機	3.75キロワット未満のもの
	エ	ブラスト(タンブラスト以外のもので密閉式のものに限る。)	
2		高速切断機(金属加工機械でといしを用いるものを除く。)&及びプラズマ切断機	
3		研摩機(工具用研摩機及び板金作業場で使用する研摩機を除く。亜鉛版研摩機以外は、2台以上であること。)	
4		空気圧縮機及び送風機	1.5キロワット以上7.5キロワット未満のもの
5		土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機	7.5キロワット未満のもの
6		木材加工機械	
	ア	チップパー	2.25キロワット未満のもの
	イ	帯のこ盤	製材用にあつては、1.5キロワット未満のもの、木工用にあつては2.25キロワット未満のもの
	ウ	丸のこ盤	製材用にあつては1.5キロワット未満のもの、木工用にあつては2.25キロワット未満のもの
	エ	かんな盤	2.25キロワット未満のもの
7		クーリングタワー	3.75キロワット以上のもの

備考

次に掲げる施設は、指定施設から除く。

- 1 鉱山保安法第2条第2項本文に規定する鉱山に係る施設
- 2 電気事業法第2条第1項第16号に規定する電気工作物であつて騒音を発生する施設
- 3 ガス事業法第2条第13項に規定するガス工作物であつて騒音を発生する施設

2 指定工場等に係る規制基準

時間の区分 区域の区分	午前8時から午後7時まで	午前6時から午前8時まで及び午後7時から午後11時まで	午後11時から翌日の午前6時まで
	第1種区域	50デシベル以下	45デシベル以下
第2種区域	60デシベル以下	50デシベル以下	50デシベル以下
第3種区域	65デシベル以下	65デシベル以下	55デシベル以下
第4種区域	70デシベル以下	70デシベル以下	65デシベル以下

備考

- 1 騒音の測定場所は、指定工場等の敷地の境界線とする。
- 2 第1種区域、第2種区域、第3種区域及び第4種区域とは、それぞれ次に掲げる区域をいう。
 - (1) 第1種区域 騒音規制法(昭和43年法律第98号)第3条第1項の規定に基づき、市長が指定した地域(以下「指定地域」という。)のうち、第1種区域
 - (2) 第2種区域 指定地域のうち、第2種区域
 - (3) 第3種区域 指定地域のうち、第3種区域
 - (4) 第4種区域 指定地域のうち、第4種区域
- 3 デシベルとは、計量法(平成4年法律第51号)別表第2に定める音圧レベルの計量単位をいう。
- 4 騒音の測定は、計量法第72条第1項の検定証印が付されている騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路はA特性を、動特性は速い動特性(FAST)を用いるものとする。
- 5 騒音の測定方法は、当分の間、日本工業規格 Z8731 に定める騒音レベル測定方法によるものとし、騒音の大きさの決定は、次のとおりとする。
 - (1) 騒音計の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。
 - (2) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値がおおむね一定の場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
 - (3) 騒音計の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、測定値の90パーセントレンジの上端の数値とする。
 - (4) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値が一定でない場合は、その変動ごとの指示値の最大値の90パーセントレンジの上端の数値とする。

別表第4(第8条関係)

(昭57規則34・一部改正)

	届出の種類	届出書	添付書類
1	指定施設の設置・使用・構造等変更の届出 (条例第8条第1項、第9条第1項及び第10条第2項)	指定施設設置(使用・変更)届出書	(1) ばい煙等に係る指定工場等の付近の見取図 (2) ばい煙等に係る指定工場等の敷地内の建物の配置図(騒音に係るもののみ。)及び指定施設の配置図 (3) ばい煙に係る指定施設の構造概要図(主要寸法を記載のこと。) (4) ばい煙に係る処理施設の構造概要図(主要寸法を記載のこと。) (5) 煙道に排ガスの測定箇所が設けられている場合は、その場所を示す図面(ばい煙に係るもののみ。) (6) 汚水に係る処理施設の設置場所を示す図面 (7) 汚水に係る指定工場等における排水の系統(排水口の位置及び排出先を含む。)を示す図
2	氏名等の変更の届出 (条例第10条第1項)	氏名(名称・住所・所在地)変更届出書	
3	指定施設の使用廃止の届出(条例第10条第1項)	指定施設使用廃止届出書	
4	指定施設に係る届出者の地位の承継の届出(条例第13条第3項)	承継届出書	
5	緊急時におけるばい煙量減少計画の届出	緊急時におけるばい煙量減少計	

	(条例第 18 条第 2 項)	画届出書	
6	公害防止担当者の届出(条例第 25 条)	公害防止担当者氏名届出書	

別記様式(第 14 条関係)

(平 8 規則 50・全改)

(表)

		第	号	↑ 1 2 3 4 5 6 7 8 9 ↓
	立 入 検 査 員 証			
所 属		<div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 80px; margin: 0 auto;"></div>	名	
写 真	職			
氏 名				
年 月 日生				
上記の者は、北九州市公害防止条例第 21 条第 1 項及び第 21 条の 2 第 1 項の規定により立入検査を行う者であることを証明する。				
年 月 日発行				
有効期限	年 月 日まで			
	北九州市長		印	
← 12 センチメートル →				

(裏)

<p>北九州市公害防止条例(抜粋)</p> <p>(報告の徴収及び検査)</p> <p>第 21 条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、指定施設又は指定工場等を設置している者に対し、指定施設の状況その他必要な事項の報告を求め、又は関係職員に、当該指定工場等に立ち入り、指定施設その他の物件を検査させることができる。</p> <p>2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。</p> <p>3 第 1 項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p> <p>第 21 条の 2 市長は、この条例の施行に必要な限度において、他の法令若しくはこの条例による規制の対象とされていない施設、工場、事業場若しくは作業場を設置している者に対し、当該施設の状況その他必要な事項の報告を求め、又は関係職員に、当該工場、事業場若しくは作業場に立ち入り当該施設その他の物件を検査させることができる。</p> <p>2 前条第 2 項及び第 3 項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。</p>
--

○北九州市公害健康被害認定審査会条例

昭和49年8月31日

条例第42号

改正 昭和62年12月21日条例第30号

平成2年3月30日条例第6号

平成6年10月7日条例第33号

平成26年3月31日条例第14号

(趣旨)

第1条 この条例は、公害健康被害の補償等に関する法律(昭和48年法律第111号)第45条第3項の規定に基づき、北九州市公害健康被害認定審査会(以下「審査会」という。)の組織、運営その他審査会に関して必要な事項を定めるものとする。

(昭62条例30・平26条例14・一部改正)

(組織)

第2条 審査会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、医学、法律学その他公害に係る健康被害の補償に関し学識経験を有する者のうちから、市長が任命する。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 審査会に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審査会の会議は、必要に応じて会長が招集する。

2 審査会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第6条 審査会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係者に出席を求めてその意見を述べさせ、若しくは説明をさせ、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(審査会の庶務)

第7条 審査会の庶務は、保健福祉局において処理する。

(平2条例6・平6条例33・一部改正)

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関して必要な事項は、会長が定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和49年9月1日から施行する。

(北九州市公害被害者認定審査会条例の廃止)

2 北九州市公害被害者認定審査会条例(昭和48年北九州市条例第2号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際、現に公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法(昭和44年法律第90号)第3条第1項の認定の申請をしている者については、北九州市公害被害者認定審査会条例の規定に基づく北九州市公害被害者認定審査会は、従前の例によりその所掌事務を行うものとする。

4 この条例の施行後最初の審査会の会議の招集は、市長が行う。

付 則(昭和62年12月21日条例第30号)

この条例は、昭和63年3月1日から施行する。

付 則(平成2年3月30日条例第6号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成2年4月1日から施行する。

付 則(平成6年10月7日条例第33号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成6年10月14日から施行する。

付 則(平成26年3月31日条例第14号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。